

【申請書（裏）の記入例】

【保護者等の収入の状況について】 (該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していること  
分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

- ①  親権者(両親)2名分
- ②  親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)  
・離婚、死別等により親権者が1名の場合  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
- ③  未成年後見人( )名分  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)  
※未成年後見人が法人である場合は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ④  生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑤  生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)における就学支援金の支給を受けるために、既に在学の高等学校等に証明書類を提出している場合  
※ただし、道外の私立学校等に在学している生徒及び保護者等全員の証明書類を提出していない場合(所得控除の対象となっている配偶者分の証明書を提出していない場合など)は省略できません。
- マイナンバーを提出した場合  
 奨学のための給付金における所得判定に限って、マイナンバーによる課税情報の取得に同意する。  
※マイナンバーを提出した保護者等は必ずレ印を付けてください。  
※新入生対象の早期給付を希望される場合は選択できません。(課税証明書等を提出してください。)

【保護者等の扶養の状況について】 (該当する口にレ印を付けてください。)

保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。

- ①  扶養親族の健康保険証の写し(マスキングを施したも)
- ②  扶養申立書 ・ その他保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類( )

【確認・誓約事項】

次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。

申請者氏名 北海 太郎

《非課税世帯・生活保護受給世帯の方共通》

- ・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の申請は行っていません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設等の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ・この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、生活保護(生業扶助)の受給状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、関係機関(行政機関、学校等)に照会等の調査を行うことに同意します。
- ・私又はこの申請の対象となる高校生等は、この給付金とその他の給付金を併せて申請していません。(北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度)

《非課税世帯の方のみ》

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- ・【扶養親族の状況】欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

【同意事項】 (該当する口にレ印を付けてください。)

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したため、  
給付金を学校長に支払うことについて委任します。

同意する       同意しない

・保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)をいい、次の①～⑤を除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

・(1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(別紙様式第4号又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書)を添付してください。

・(2)①又は③に該当する場合は、保護者等全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。

・(2)②に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。

・(2)④又は⑤に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し)を添付してください。

(注)医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

扶養している兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付してください。健康保険証で保護者等と被扶養者の関係が明らかでない場合は、扶養申立書を添付してください。※生業扶助を受給している世帯は不要です。

・確認・誓約事項を確認の上、署名してください。

・確認の上、必ずレ印を記入してください。

【確認】 提出前にもう一度チェックをお願いします。

- 申請書(基準日現在の状況で正しくお書きいただきましたか。記入もれはありませんか。)
- 保護者等(父母等)の令和3年度課税証明書等  
※無職無収入の専業主婦の方も非課税であることの証明書が必要です。
- 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹の健康保険証等の写し
- 口振振込申出書
- 基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給している世帯は、別紙様式第4号又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書  
※課税証明書等と健康保険証等の写しは提出不要となります。